

飲食料品の委託販売を行っている場合

- 委託販売における委託者の処理は「総額処理」が原則ですが、課税期間の「全て」について「純額処理」をしている場合はこれを認めることとされてきました（消基通10-1-12）。
- 軽減税率制度実施後は、「委託販売に係る手数料（10%）」と「飲食料品の譲渡（8%）」では適用税率が異なりますので、次のように、これまで「純額処理」により処理していた事業者の方は、制度実施後は、原則どおり、「総額処理」により処理する必要があります（軽減通達16）。

軽減税率制度実施前（消費税法基本通達10-1-12の取扱い）



軽減税率制度実施後（軽減税率通達16の取扱い）

